

令和 7 年度版 八雲町索道安全報告書

《八雲町営スキー場》

1 利用者の皆様へ

八雲町の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解をいただきありがとうございます。

八雲町は索道事業の運営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は鉄道事業法に基づき輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解をいただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

2 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

八雲町及び担当職員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定める。

(2) 職員等の安全に係る行動範囲(安全基本理念、安全方針)は次のとおりとする

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- ④ 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速に、正確に伝え透明性を確保すること。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

3 輸送の安全確保のための管理体制

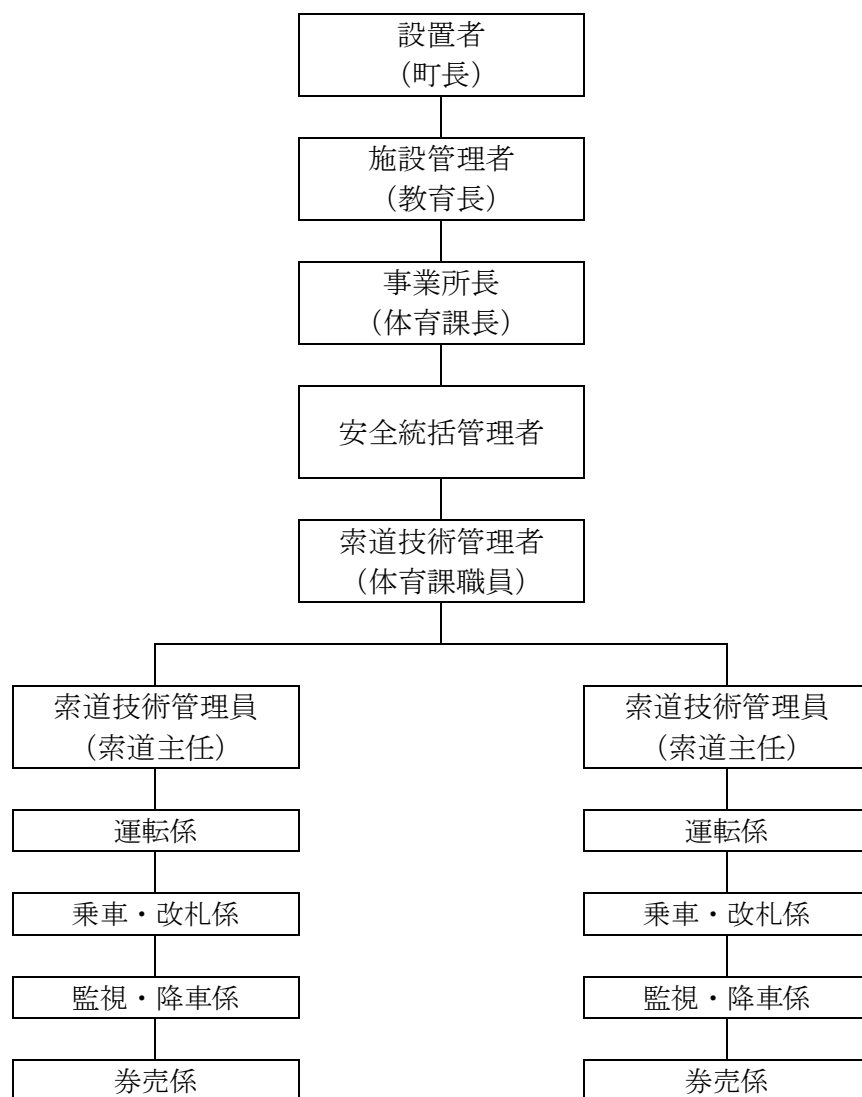
(1) 輸送の安全の確保に関する組織体制

- ① 町長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- ② 町長及び担当職員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理体制を整備するとともに索道事業の実施及び管理の方法を定める。
- ③ 町長及び担当職員は、索道事業の遂行に際し設備、運行、要員、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせる。
- ④ 町長及び職員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の状況について安全統括管理者より報告を受け、内容を把握し、必要な改善を行うものとする。
- ⑤ 町長及び職員は、輸送の安全に関する改善施策の決定に際しては安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。

- ⑥ 町長および職員は、事故、事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全に支障を及ぼす恐れのある事態（以下、「事故・災害」という）の規模や内容に応じ、対応方法及び必要な要領を職員等に周知徹底する。

（２）安全の確保に関する組織体制

町長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。また、平成１９年度からヒヤリ・ハット報告制度を導入し、日々の業務に反映させております。



設置者 (町長)	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
事業所長 (体育課長)	輸送の安全確保に必要な設備投資、人事、財務に関する業務を統括する。
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者 (体育課職員)	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員 (索道主任)	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

4 輸送の安全の確保に関する管理方法

(1) 安全統括管理者は、次の事項について適切に対応実施致します

- ① 情報伝達及び共有に関する事項
- ② 事故などの防止対策の検討及び実施に関すること
- ③ 事業の実施及びその管理の状況の確認に関すること
- ④ 安全管理規定に関する周知に関する事項
- ⑤ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

(2) 輸送の安全の確保に関する管理方法

- ① 救助訓練
万一の「索道事故」や「災害」により、索道が運転不能となった場合を想定し、毎年営業開始前に、乗客の迅速で適切な救助のための訓練を八雲消防本部と合同で実施し、町一丸となって安全確保に努めています。
- ② 予備原動機運転訓練
主原動機が、「停電」等により運転不能となった場合を想定し、予備原動機により乗客を救助する訓練を実施しています。
- ③ 職員安全対策会議
スキー場における全ての事象の課題を確認し、改善策とその周知徹底を図り、事故防止に万全を尽くしています。

5 索道事故及びインシデントについて

(1) 令和7年度シーズンの索道事故・インシデント等の発生状況のまとめ

- ① 索道運転事故発生状況 …索道運転事故等はありませんでした。
- ② インシデントの発生状況 …インシデントはありませんでした。

6 索道運転事故の定義と意義について

索道運転事故とは、索道切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故、索道人身障害事故を指します。

- ① 索道切断事故 : 索道が切れた事故を指します。
- ② 搬器落下事故 : 搬器が落下した事故を指します。
- ③ 搬器衝突事故 : 搬器が他の搬器、又は工作物と衝突・接触した事故を指します。
- ④ 搬器火災事故 : 搬器に火災が発生した事故を指します。
- ⑤ 索道人身障害事故 : 搬器の運転より人の死傷を生じた事故（前述の事故に伴うものを除く）を指します。

7 利用者の皆様の連携とお願い

(1) お客様の声をかたちにしています

より安全で信頼される索道を作るため、皆様からお寄せいただいた声を役立てています。

(2) リフト乗車時の注意事項

- ① 乗り方に慣れないお客様は、係員にそのことを申し出て下さい。
- ② 空缶・煙草の吸殻等の物品を、乗っているリフトから投げ捨てないで下さい。
- ③ 搬器から飛び降りたり、搬器を揺らさないで下さい。
- ④ 衣服・携帯品・髪の毛などが施設に巻きつかないように注意して下さい。
- ⑤ 改札後は係員の指示に従って下さい。

8 連絡先

安全報告書へのご感想、当スキー場での安全への取組みに対するご意見をお寄せ下さい。

〒049-3111 北海道二海郡八雲町住初町185番地 八雲町教育委員会 体育課（八雲町総合体育館内） 電話：0137-62-2141 FAX：0137-62-2142 E-mail：taiiku@town.yakumo.lg.jp
--

◎救助（索道）訓練（八雲町消防本部と合同で実施）



◎予備原動機運転訓練

